

検査実施方針等について (有料老人ホーム)

1. 検査について
2. 検査のながれ
3. 検査実施方針
4. 前年度指摘が多かった事項



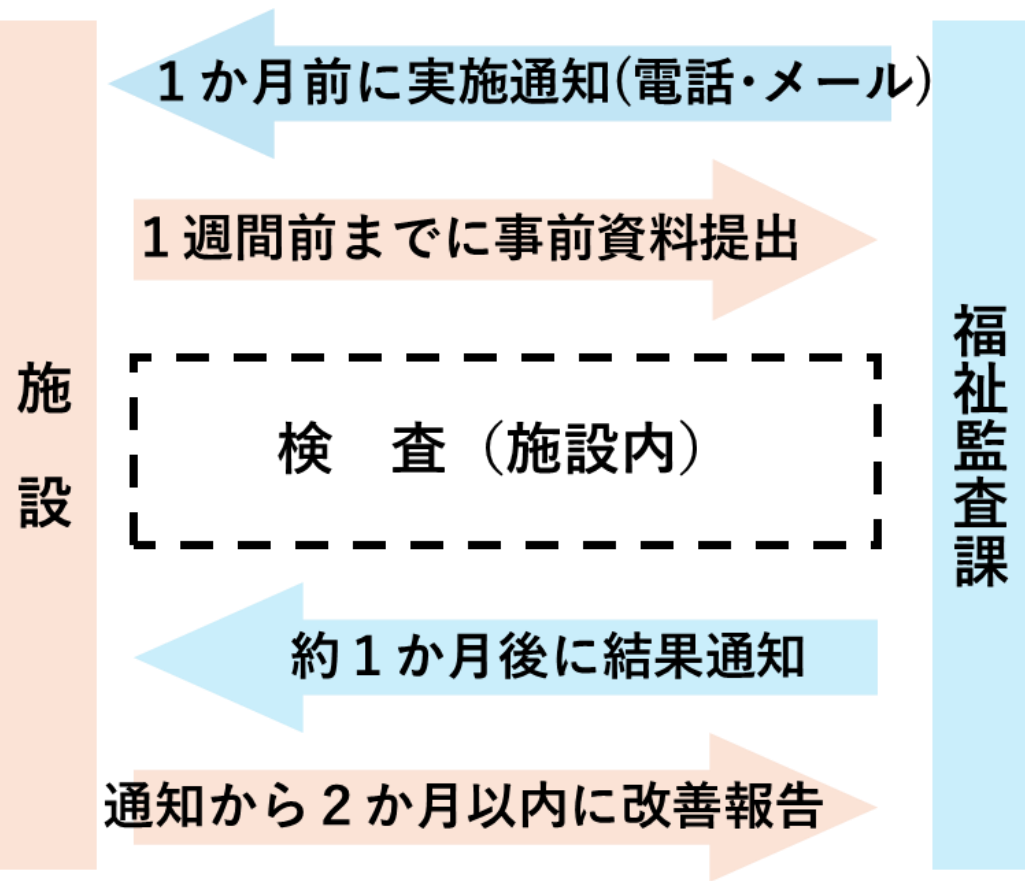
1. 検査について

有料老人ホームの設置及び運営において、良好なサービス及び良好な居住環境のもとで入居者が安心して生活ができるよう、適切な施設の運営が図られているかを主眼として検査を実施いたします。

介護保険サービス事業所が併設されている場合は、介護保険サービス事業者への運営指導と有料老人ホームへの検査を同時に行います。



2. 検査のながれ



検査当日

- ① 開始 原則 9 時 3 0 分(進行等説明)
- ② 施設内の確認(設備基準、入居者の処遇等)
- ③ 書類等の確認
人員の状況:出勤簿、タイムカード、辞令等
運営の状況:契約書、重要事項説明書
防災計画、避難訓練記録
苦情処理記録、事故対応記録等
- ④ 講評(書類等の確認結果を説明)
後日、結果通知文書を送付



3. 検査実施方針

- (1) 職員の配置関係について
- (2) 有料老人ホーム事業の運営
 - ア. 業務継続計画について
 - イ. 非常災害対策関係について
 - ウ. 感染症対策について
- (3) サービス等
 - ア. 虐待防止について
 - イ. 身体拘束について
- (4) 契約内容等
 - ア. 入居者募集について
 - イ. 苦情対応について
 - ウ. 事故発生の防止等について

[三重県 | 高齢者福祉・介護保険: 有料老人ホーム設置届出の手続き](#)
(画面上部: 三重県有料老人ホーム設置運営指導指針)

[三重県 | 福祉監査: 有料老人ホーム一般検査の提出資料等について](#)
(1事前提出資料→2. 自己点検表)



3. 検査実施方針

(1) 職員の配置関係について

- ✓ 入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた職員を配置するとともに、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、職員の配置を明確に区分しているか。
- ✓ 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。



ア. 業務継続計画について

- ✓ 感染症又は非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行えるよう、業務継続計画(BCP)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。

計画の策定・周知、研修・訓練の実施、計画の見直し

- ✓ 想定される災害は地域によって異なるため、実態に応じて項目設定を行うようにしてください。

参考: 厚生労働省HP

[介護施設・事業所における業務継続計画\(BCP\)作成支援に関する研修](#)



イ. 非常災害対策関係について

- ✓ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。



ウ. 感染症対策について

- ✓ 感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。

6か月に1回以上

↑
委員会の開催・結果の周知
指針の整備、研修・訓練の実施



ア. 虐待防止について

- ✓ 虐待防止の取組が適切に行われているか。

定期的開催



委員会の開催・結果の周知、指針の整備、研修の実施、担当者の設置

結果を周知した記録も
残してください

- ✓ 虐待防止の取組を適切に実施するための担当者は、身体拘束等の適正化の委員会の責任者と同一であることが望ましい。



イ. 身体拘束について

- ✓ 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には適切な手続きで行われているか。
- ✓ 身体拘束等の適正化を図るための取組が適切に行われているか。

3か月に1回以上

委員会の開催・結果の周知、指針の整備、研修の実施



ア. 入居者募集について

- ✓ 高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者(以下、情報提供等事業者)と委託契約を締結する場合は、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行っていたり、手数料の設定に依っていたりしていないか。
- ✓ 情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めているか。



イ. 苦情対応について

- ✓ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。

苦情を受け付けた記録は2年間保存



ウ. 事故発生防止策等について

- ✓ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。また、事故等の内容を分析して傾向を把握し、事故防止に役立っているか。

↑
指針の整備、体制の整備、委員会の開催
研修の実施、担当者の選任

※努力義務期間は約4年以上前に終了しています。



4. 昨年度指摘の多かった事項

	指摘数	割合
第1 用語の定義	0	
第2 基本的事項	0	
第3 設置者	0	
第4 立地条件	0	
第5 規模及び構造設備	8	4%
第6 既存建築物の活用の場合の特例	0	
第7 職員の配置、研修及び衛生管理	26	12%
第8 有料老人ホーム事業の運営	89	42%
第9 サービス	27	13%
第10 事業収支計画	1	0%
第11 利用料等	1	0%
第12 契約内容等	57	27%
第13 情報開示	3	1%
合計	212	100%

(1)	管理規程等の制定	1
(2)	名簿等の整備	0
(3)	帳簿の整備	2
(4)	個人情報の取扱い	15
(5)	業務継続計画の策定等	15
(6)	非常災害対策	25
(7)	衛生管理等	13
(8)	緊急時の対応	2
(9)	医療機関等との連携	4
(10)	介護サービス事業所との関係	0
(11)	運営懇談会の設置等	12
		89

参考:三重県福祉監査課HP

1 事前提出資料 → 「2.自己点検表」

(速報値)



ご覧いただき
ありがとうございました。

